

# 長野県地方税 滞納整理機構



県内全ての市町村と県が協力して、大口・徴収が困難な滞納事案を専門的に処理する広域連合です。

平成23年4月業務開始



様々な行政サービスは、皆さんが納める税金により提供されています。しかし、一部に納税できる資力があるにもかかわらず滞納している方がいます。そのような方ときちんと納税している方との公平性を保つため、当機構では以下の業務を行っていきます。

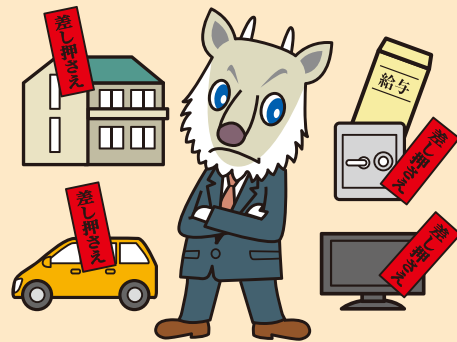
## 徹底した 財産調査

- 預金貯金
- 給与
- 土地建物
- 自動車
- 貴金属
- 売掛金



- 土地、建物などの不動産、給与、売掛金、自動車といった財産を所有しているか徹底的に**調査**します。
- 滞納者の自宅や事業所等を**搜索**し、貴金属や絵画など、差押可能な財産の発見に努めます。

## 厳格な滞納処分



- 調査や搜索により財産を発見した時には、直ちに**差押え**を行い、必要な債権確保を図ります。
- 差押財産については、インターネット**公売**などの方法により、可能な限り金銭に換え、滞納金の徴収に努めます。

### 機構についてのお問い合わせ先

- 平成23年3月31日まで／長野県庁 行政改革課地方税共同化準備室  
TEL.026-235-7125 FAX.026-235-7030  
<http://www.pref.nagano.jp/soumu/zeikyodo/shitsushokai.htm>
- 平成23年4月1日以降／長野県地方税滞納整理機構  
〒387-0007 長野県千曲市大字屋代1881 TEL.026-285-0111 FAX.026-285-0112

### 納税についての相談

- 市町村税については、お住まいの市町村の市役所、または町村役場へそれぞれご相談ください
- 県税については、お近くの地方事務所税務課へご相談ください